

基礎工学部の学校推薦型選抜における入学者選抜の変更について

令和5年4月
大阪大学

令和7年度入学者選抜において、基礎工学部の学校推薦型選抜における選抜方法を次のとおり変更します。

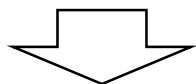
変更内容

出願資格を次のとおり変更する。

○令和6年度入学者選抜まで

次のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を令和4年度中に卒業した者及び令和5年度中に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を令和4年度中に修了した者及び令和5年度中に修了又は修了見込みの者
- (3) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを令和4年度中に修了した者及び令和5年度中に修了又は修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第7号の規定により、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を令和4年度中に卒業した者及び令和5年度中に卒業又は卒業見込みの者と同等以上の学力があると認められた者で、令和6年3月31日までに18歳に達するもの



○令和7年度入学者選抜から

次のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校を令和5年度中に卒業した者及び令和6年度中に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を令和5年度中に修了した者及び令和6年度中に修了又は修了見込みの者
- (3) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを令和5年度中に修了した者及び令和6年度中に修了又は修了見込みの者